

第 1 1 回 浜松市市民協働推進条例検討会議 会議録

日時：平成 1 4 年 1 1 月 2 0 日（水） 午後 6 時 3 0 分～ 8 時 3 0 分

場所：浜松市役所本館 4 階 部長会議室

出席者：伊藤裕夫委員長，山中恵美子副委員長，石田美枝子委員，長澤弘子委員，鈴木佳子委員，青山行彦委員，北野佳世子委員，佐藤邦子委員

欠席者：中野勘次郎委員，鷺巣弘子委員

傍聴者：なし

報道関係：なし

事務局：鈴木企画部次長兼行政経営課長，杉山企画部副参事，渡瀬市民協働グループ長，小杉，幸田

会議次第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) (仮称) 浜松市市民協働推進条例の検討について
 - ・ 骨子案における個別運用内容について (基金，委員会)
- 3 その他
- 4 閉会

会議の概要

- 1 前回の会議 (基金) を踏まえ，事務局側でまとめた考えを説明した。
- 2 浜松市市民協働推進条例骨子案における基金の運用及び市民協働推進委員会の事務局案について議論した。

配布資料

資料 (仮称) 浜松市市民協働推進条例について

1 開会

伊藤委員長

これから第 1 1 回浜松市市民協働推進条例検討会議を始めさせていただきます。

2 議事

(1) (仮称) 浜松市市民協働推進条例の検討について

伊藤委員長

今日の議事は、前回に引き続き運用にあたっての規則、要綱における基金と審査委員会の問題になっています。その前に、今日お手元にありますように、市の方で、まだ案ですが浜松市市民協働推進条例について条文にしたものが出ています。骨子案と条例案が対照になっていて、文章が多少変わっているというかたちになっております。今日、逐一これを検討している時間はありませんので、ポイントだけここで20～30分確認した後、後日メール等で12月10日の会議までに少し修正等を施して、18、19日に行われます市民への説明会の時に、一応市の案として出されるものになっていくと思います。簡単にポイントだけを見ていきますが、事務局の方から簡単にご説明をお願いします。

渡瀬市民協働グループ長

資料「(仮称) 浜松市市民協働推進条例について」に基づき骨子案と変わった部分について説明

伊藤委員長

どうもありがとうございました。重要なところだけを少し確認していきたいと思いますが、まず大きなポイントとして、「協働によるまちづくり」という言葉が変わって、「市民協働」という言葉になっています。「協働によるまちづくり」というのは、市の基本計画の言葉として重要なキーワードですが、しかし今回、市民協働推進条例になっておりますので、厳密にするために必要な部分ではないかという感じはします。それに伴う修正が幾つかと、それから「市民等」という読み替えが大きなところなのですが、本質に関わるところで3つぐらい私の方で事前に気になったところがありますので、その辺を中心に見ていきたいと思います。

第1条は目的ですが、やはり目的は非常に重要ですので、一応きちんと見ておいた方が良くはないかと思えます。基本的には大きく変わっていないのですが、1箇所「ルール」という言葉にあたるものが、今回の条例案にはなくて、「必要な措置」という言葉で全て受けているかたちになっています。それから定義、基本理念、市民の役割、市民活動団体の役割、事業者の役割等に関しては、本質的に大きく変わっている部分はないのではないかと考えています。それから、

市の責務に関しましてもそんなに大きな違いはないですし、基本施策に関しても、言葉の言い回しは変わっていますが、そう大きな違いはありません。

第9条の、市民等の市政への参画機会のところに関して言うと、文章を軟らかくしたというだけではなくて、ニュアンス的に違いが幾つか見られるのではないかなという気がしております。ここについて少しご意見をいただきたいと思っています。それから10条に関しては、前回1つの文章を大きく3項目に分けて、この辺はかなり明確になって、良くなったのではないかなという気はしますが、委託事業等というかたちで明記をしているところがこれで良いかどうかということについて確認が必要になってくるのではないかと思います。

それから11条は、前回において、NPO活動支援基金といったかたちで、かなりニュアンスが変わっていたのですが、前回の議論を踏まえて、もう1度元の案に戻っています。後の部分は比較的手続き的なことが非常に強いので、第1項の、「地域社会における自主的な市民活動を促進するとともに、協働によるまちづくりを推進する」という文章が、きちんと生きていくかどうかということだと思います。

それから委員会に関しては、後の議論とも少し関係してきますが、基本的には手続き的なことが細かく条項を分けて書かれているという部分だということと、従来曖昧だった、「その他市長が適当と認める者」や、「前各号に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める」、これは委任ですから重なっていることもありまして、こういった文が抜けているという意味ではプラスになっているのではないかと感じています。

皆さんもご覧になったところで、気になるポイントがあれば指摘していただきたいと思っています。大きなポイントだけ指摘して、次回の会議等でも少し整理をして、市民説明会の時に公にしていきたいと思っています。まず目的のところ、市民、市民活動団体、事業者及び市の役割及び責務を明らかにするという文章が付け加わっているわけですね。最も議論になると思われるのは、1条と9条ではないかと思っています。

長澤委員

ここをこうの方が良いといったことではないのですが、目的のところ、前のパブリックコメントの時も、役割分担や役割といったところに、引がかかった方がいらっしまったような気がしたのです。こ

の役割及び責務というところがどうなのかなと少し感じました。

伊藤委員長

他にどうでしょうか。今日この場で示されて、すぐに細かいところが出てきにくいと思います。新たに付け加えたところについては、もう1度あらためてじっくり読んでいただきたいと思いますと思いますが、私自身も9条が気になっているので、そこはもう少しご意見をいただきたいと思っています。確かに骨子案の、市民参加手続きの実施による行政活動への市民参加の促進という言葉が、少し分かりにくい表現であることは事実だと思うのです。従って、もう少し明確にしていこうというかたちで、書き換えなくてはいけないだろうなというところは、異存のないところではと思うのですが、この言葉の意味が、条例案の内容と合致しているのかが多分大きなポイントになるのではと思っています。

長澤委員

その辺はこういう表現にならざるを得ないということなのかもしれませんが、最初にこれを読んだ時に、感じとして、とても弱くなったような印象は受けました。最初は、市民参加の促進ということで、平たく言うとどんどんやってねという感じで私は取っていたのですが、条例案になると、参加したいのならしても良いよというようなニュアンスに感じてしまったのです。

山中副委員長

1と2で両方とも「整備すること」になっていますが、これでは、いつも整備することだけなのですかといったような疑問があるような気がします。

伊藤委員長

もう少し見ていきますと、政策の形成や、施策の実施における市民参画の機会という部分が(1)におりてきていまして、政策を形成する段階から行政情報を分かりやすく提供するというかたちに限定されているところで骨子案とニュアンスが違ってきます。骨子案の方は、政策の形成や施策の実施における市民参画だったのが、政策形成の段階から行政情報を分かりやすく提供というようになっているところが、そういう感じを持つのではないかなと感じているわけです。その後、市民等からの意見を受け止めるというかたちで補足されていますが、政策を形成する段階から市民等からの意見を受け止めるというように

掛かってくるのかどうか、この掛かり方のニュアンスが結構大きいのではないかなという気はするのです。

もう1つ、前回の骨子案の時から最終的に少し心に残りながらここに至ってしまったものは、「窓口機能」という言葉です。市民等からの提案を活かした協働推進のための窓口というと、1と同じことを言っているのかなという感じが、ややしてしまうのです。市民等が市政へ参画できるための仕組みの整備と、協働推進のための窓口機能という言葉の違いがよく分からないという感じがします。2の方は、窓口というよりは、協議の場というニュアンスがもう少し強かったような気がしているわけです。実際にファシリテート、アドボケート、あるいはモニターしていくことが、この場においてきちんと遂行されていくということが、規則等の内容で議論されていますので、単なる窓口ではないのだということだと思います。この辺が、少しイメージのずれを感じる部分なのですがどうでしょうか。

山中副委員長

先ほどの「整備すること」は、やはり1の方は「促進すること」で、下が「整備すること」ではないかと思うのですがどうでしょうか。

伊藤委員長

これについては、まだ2～3週間ありますので、なるべく早いうちに、メール等で少し文章を練り直したり、議論をしたりすればと思っています。次回には確認ぐらいにしないと時間が難しいかもしれません。ここについては特にこれだけではありません。全てに関してご意見等があればお願いしたいと思っています。

青山委員

専門用語かもしれませんが、市民、市民活動団体及び事業者を「市民等」と呼んでいます。この「市民等」というのは、割とポピュラーな使い方なのでしょうか。違った立場の三者を市民等と呼んでしまうのは、一緒にして良いのかなという感じを受けるのです。行政用語として割とポピュラーだったらそれで良いのかもしれないのですがどうですか。

渡瀬市民協働グループ長

法規上このようにまとめたのですが、例えば他に何かご意見はございますでしょうか。9条の見出しが、最初から市民等の市政への参画機会という「市民等」という表現でしたし、そういったところも見た

中で、市民等の方が簡潔に表せるのではないかというかたちでまとめました。

青山委員

まとめられる立場だと、一緒じゃないのにという感じを少し受けしてしまうかなと思います。多様な立場の人たちが協働するイメージで考えると、あなたたちは同一なのだよと感じてしまうかなというフィーリングがあったので聞いたのです。そんなことは考えすぎだよということであれば良いのですが。

伊藤委員長

多分この言い方は、以下の文章の中でも市民、市民活動団体及び事業者という言葉を使っているところだけを「市民等」にしている、市民活動団体だけが特記されている文ではそうになっていませんので、基本的には問題はないのではないかなと思います。ただイメージからいきますと、事業者等を市民等と言って良いのかどうかということに対して違和感を持つ人はいるでしょう。例えばアメリカで、市民のセクターと言った時には、市民と市民活動団体までは含めていますが、事業者は入れなくて、営利セクターというかたちで別分類にしてしまう考え方が中心です。そういう意味での違和感是指摘できるのではないかなと思います。

長澤委員

9条の「市民等」というのは、市民、市民活動団体及び事業者を指していることだったのでしょうか。

杉山企画部副参事

そうですね。条文の中で同じ言葉が繰り返し出てくる場合に、それを1番最初に出てくる場所で、この場合ですと、「以下「市民等」という。」というように括る便宜的な手法なのです。青山委員が言われましたように、今回この表現によってニュアンスが違ってくるといことは考えておりませんでした。

伊藤委員長

逆に言うと、市民等という表記のところで、その三者で不都合なところがあれば指摘をしてもらおうと良いと思います。9条に関して言うと、多分議論の経過の中で、事業者も社会貢献など様々な活動をしている、そういう意味において、行政とは違う立場からまちづくりに参

加することは十分あり得るといふかたちがあったと思います。ただ一方で、事業者と行政との委託事業において癒着という問題もありますので、10条の方では市民等が使われていなくて、市民活動団体に一応限定されていますので、ざっと見た範囲では、そういった問題は少ないのではないかなという気はしていますが、厳密に1個1個まだ検討していませんので、市民等と使っているところについて、厳しくチェックをお願いしたいと思っています。

鈴木委員

この場合、市民、市民活動団体及び事業者を「市民等」というのであれば、頭にある市というものは、この場合はそれに対応する行政ということになりますよね。そうしますと、この条例の中にたびたび「市は」という言葉が出てまいりますので、それとの関係もやはりもう少し明確にされない限り、この「市民等」という括り方は、青山委員がおっしゃるように、妥当性を欠いている扱いだと思っております。

伊藤委員長

市という言葉についても同様に骨子の時に指摘されている問題です。主語としての「市」は、市当局あるいは行政体として、市政府という意味で使っているのかどうか、あるいは広く市民も含めた市というかたちで使っている箇所があるのかどうか、この辺も厳密に見ていく必要があると思います。定義のところでは、「市」という定義を付けようという話も一時あったわけですが、一応慣例によるということ以外にして、一応ここでは、広い意味での浜松市民全体を指すのではなくて、市政府という意味で原則的には使われていますので、そうではないところに「市」が主語で使われていたら、やはりおかしいということになってきます。この辺も少し用語の問題として確認をお願いしたいと思います。

その他、もう少し細かいところ、10条、11条なども、細かく読んでいくと気になるところがあるかもしれません。是非メール等でお寄せください。あるいは必要に応じてミニ委員会を開くことも起こり得る可能性もゼロではないと思います。とりあえず今のところはこれを見ていただいて、問題点をいち早く幾つか列挙をしていただいて、メーリングリスト上でまず議論をして、骨子案に沿ったものであるかどうかということを一応ご確認願いたいと思います。

本題の方に移ります。前回議論になって事務局の方でお答え願いたいと思ったところですが、一応今日の条例案で、名称は元に戻ってお

ります。従って前回問題になっていた部分について、半分以上はお答えいただいた感じはいたしますが、他にも現在市が持っている基金の中で、市民の寄附、参加によるものがどうなっているのか等の質問も幾つかあったと思います。その辺を含めて前回の問題に対して、事務局の方で明らかになったことがあれば、ご報告をお願いしたいと思います。

渡瀬市民協働グループ長

例えば寄附者がNPO法人の選択ができるように、もう少し分かりやすい資料が窓口に必要なかとか、既存の基金を含めたメニューというものも用意しておく必要があるのではないかとといったこと、それから広報をするに当たっては、具体的な例を示しながら、市民がイメージできるようにしていくことも必要だろうということ、それからお金ではなくて土地、建物等、物として出された場合にどうしますかというようなこともあったのですが、その問題については杉並区の方にも確認を取りましたところ、今はお金のことしか対象としておりませんということです。税務署に最終確認はまだ取れなかったのですが、基本は杉並ベースということがありますので、その枠を越えてはまずできないということがまず1点です。それから実際に物として、例えば土地を提供しますという場合は、市が寄附として受け入れることはでき、それが損金控除の対象になるということに税法上なっているようですが、受けたものを助成するということを考えますと、あくまでもお金の場合は一旦受け入れる段階で切れて、補助金として支出するときに、審査会でしっかり審査をした後に出しますので連続性はないのですが、物ですと、Aさんからもらったものを、そのままBさんに流していくかたちになり、そこではやはりトンネルではないかということになりますので難しいのではないかと思います。そういった煩雑なことをするよりも、もし物を提供されるのであれば、直接寄附をしていただく方が良いのではないかと考えております。

それから今後ご審議いただく内容で、助成先の審査にも絡んでくると思いますが、例えば年間100万円ぐらいの活動しかないところに1千万円寄附したいという人がきた時に、どうしようかということですが、基本的にこちらは事業費補助ではなくて団体運営費補助というように考えていますので、このような活動をしていますという計画をしっかりと出していただいて、例えば本当は1千万円の事業をやりたいのだけれども、お金がないので100万円の事業しかできない。お金をいただけるのであればやりますよというケースであれば、それ

を見越して渡して、その後事業が完了した段階で、完了報告書で確認を取るということが考えられます。実際に最初から1千万円の事業はやらないけれども、例えばそれを一部基金として積み立てをして、そのNPOが次年度以降使うとか、他の団体に対して助成をしていくようなケースはどうかということについては、今現在まだ答えは出ておりません。杉並区でもちょうど同じような委員会を開いているので、その中で検討しますとのことですが、今後詰めていく必要があると思います。それから驚巢委員の方から、今はないのだけれども将来こういった活動をやってくれる団体があれば使ってもらいたいという意味で、ずっとストックしておいて使っていくという方法があるのではないかというご意見をいただきましたが、それもこちらで前向きな方向で検討していきたいと考えてはいます。そういったものも含めて、これからもう少し詰めていただきたいと思います。

伊藤委員長

細かい問題についてはまだまだ詰めなくてはならないところがあったり、すぐに明らかにならないところがあったりすると思います。基本的には、税制上の優遇を受ける部分に関しては、杉並方式ということで、基金の骨格はそれで決まっていくと思いますが、仮にまちづくりセンターを窓口としてこういった活動が広がっていく時に、市民間における相互支援の仕組みのようなものを、幅広く育成できるようなサブシステムを持つ必要があるのかなという気がしています。そういう意味で、他の基金の案内などもそこできちんとして行ったり、この基金に特化しないで、浜松市の幅広い相談窓口になっていけることが重要ではないかということで、前回もいろいろな話が出たのではないかと思います。

例えば不動産の問題も、専門的になってしまうかもしれませんが、こういうケースが考えられるわけです。例えば民間で1つのサポートセンターをつくらうとして、例えばお金だけではなく、事務所をつくらうというような計画がある時に、ある方がいらなくなった家をその団体に寄附するとします。その時に、それに関する課税の問題は別に、例えば市にそれを寄附して、所有権は市にあるのだけれども、使用権だけを市民活動団体に使わせるというやり方なども当然起こってくるのです。所有権までいってしまうと完全にスルーなのですが、基本的には市に対して寄附をしてしまうわけです。しかし不動産は所有と使用というのは分離できますので、所有権は市の土地でありますけれども、その土地で例えばいろいろな団体が2年間ぐらいの契約の下に、

市民活動の事務所として使っていくようなことも考えられます。これは当然今回の基金の対象ではないと思いますが、このようなケースなども、結構広がりがあるやり方だと思います。今のは1つの例ですが、そういうことも含めて対処できないと、単にこの基金以外のことは受け付けません、私たちの管轄外ですと言ってしまふようなかたちになることを非常に恐れているというのが、前回のニュアンスにあったのではないかと思います。その辺のことも含めて今日は、前回の助成についての経費の問題も一部まだ残っています。あるいは時期の問題等も残っています。前回の議論の中でも少し出ましたように、当面の間はNPO法人だけだと限定していきますが、例えばNPO法人にしても、全てのNPOがOKなのかどうか、あるいは寄附をしたいと思っている人がある団体を指名した時に、審査をして100%その団体に行くとは限らないという要素は入ってくると思いますので、そういう意味で審査の仕組み、基準の問題が重要になってくると思うわけです。杉並区でも、非常に厳しい条項というものがあります。また、最近NPOの中でも、かなりいかがわしい団体も幾つか出るようになってきています。警察が入ったケースなども報告されています。

そういった意味で、とりあえず今回NPO法人に限定するのは、審査基準がきちんと明確になっていくための過渡的措置という考え方もあるのではないかと思いますので、その辺も含めて審査の方法、委員のあり方等についてご意見を出していただきたいと思います。前回の議論に少し戻ってもらっても構いません。一応今日の目的は、委員会の審査ですが、当然、全体と絡んでくると思いますので、寄附金の受け入れの問題や、NPO登録申請も非常に関わってくるのではないかと思います。受け入れ関係でいきますと、寄附をする人がここではとりあえずNPO法人に限定されていますけれども、特定の団体を名指しして寄附をしたいと言ってくるケースが1つあります。それから特定の団体はなく、あるいはどの団体が良いか分からない、でも幾つかの団体があるようだし、自分自身で確信が持てないので、例えばA、B、Cという、3つぐらいの団体をイメージして寄附をします。どの団体にどういう配分をするのかについては委員会にお任せしますというケースもあると思います。あるいはそれさえなくて、何となく自分の家族が様々な社会福祉団体の応援を受けたので、社会福祉の様々な活動に使ってほしいというかたちで出すケース、それから4番目に、それさえもなくて、何基金にしようか分からないということで、とにかく税金対策も含めて市に一部を寄附したいというかたちで来るケー

スがあります。他にも幾つかのパターンがあるのではないかと思います。

こういうものに対して、どのようなかたちでそれを処理していくのかというのは、審査の問題とも非常に絡んでくるのではないかと思います。それからもう1つは、助成を受けるNPOの登録申請において、前回事務所の問題や事業費の割合というかたちで出されましたが、それ以外にももう少し、活動についてどのように見ていくかという問題はあるのではないかと思います。この辺も、登録に関しては一定の基準さえあれば全て受け入れますが、登録された団体は必ず、その基金を受ける資格が100%あるかどうかということ、やはり若干の違いは出るのではないかと思います。こういったところが多分、前回とも絡むところではないかと思っていますが、どうでしょうか。

佐藤委員

審査基準は、杉並区と同じ内容でたくさん項目がありますが、前に杉並区の資料をいただきましてそれを見た時に、意外と登録申請書というのは簡単だと思いました。杉並区では現在どういうものを使っているのか分からないのですが、記入例を見て判断した限りでは、審査項目に ニーズの把握とか、たくさん項目がありますが、こういうものが果たしてどれだけ審査委員の方が判断して分かるのかなというのがすごく疑問なのです。もし事務局の方で、現在杉並区でこの記入例とは違って使っている登録申請書の例があるようでしたら是非お見せいただくか、教えていただきたいのですが。

渡瀬市民協働グループ長

今の登録申請書というのは、寄附金が入ってくる、こないという以前に、対象となるNPOとして手を挙げますかという意味での登録です。ですから実際に寄附金をどうしますか？という段階の前の段階になります。お手元にあるのはインターネットに載っているものですが、それ以外の情報は、まだこちらとしてはありません。杉並区の方も多分、基本的にはそこで示した様式を使っていると思います。それから杉並区では、6月1日からスタートした基金ですが、具体的な部分については、現在検討をしているそうです。この間の基金勉強会の時に、100万円の寄附が来ましたということだったのですが、その後、数件きて、今は5件で188万円ぐらいと聞いています。まだ審査手順そのものを再度詰めているという段階で、その資料もまとめたらいただけるということですので、そういったものも出てくれば、またお見

せできると思っています。

長澤委員

審査についてですが、同じ寄附でも団体を指定してきた場合と、どこでも良いからこの分野でときた場合で、自ずと審査の方法が全然変わってくるのではないかなと思って、その辺はかなり難しいのではないかなと思っています。ですからここに審査基準は確かにあるのですが、やはりどういうふうに審査をするのかというのがきちんと分からないと、いつまで経ってもお金を出せない状態が続くということが起こり得るのではないかなと思いました。

山中副委員長

この間も言わせていただいたのですが、メニューが必要だと思います。この委員会のメンバーでさえNPOのことを知らないわけですから、とにかく私は、最初に出すNPOの登録申請書プラス1年間の報告実績は、例えばいつおばあちゃんたちと何をしたということなどは、登録NPO法人には出させるべきだと思います。それがメニューになり、審査委員会のメンバーも、それをチェックする方法です。それプラスやはり寄附をなさった方もメニューをいろいろ見て、やっぱり私はこれにしようかなといったような感じです。基本的にはその人がやりたいということが1番ですから、すごく事細かな市民活動のメニューを、とにかくつくってほしいなと思います。そういうことを義務付けるということを、私は細則でもうたって欲しいなと思います。

伊藤委員長

少し整理をしておいた方が良いでしょうと思いますが、まず登録ということに関して言えば、これはそんなに難しくする必要はないと思っているのです。とりあえずNPO法人ということは当面の間限定されてしまっていますが、その法人格の問題と、住所その他の問題、それからその段階で事業報告書を1回出しているかどうかを条件にするかどうかという問題は出てくると思います。しかし割とすっきりさせておいて、例えば浜松にある団体のうちの、その気があれば8割方ぐらいの団体が登録できるような状況になっているということが必要ではないかと思うのです。

2番目に原則として、杉並区のように寄附者が寄附をした後、いつまでたっても寄附先が決まらなくて、そこにお金が貯まっていくと、ほとんど意味がないのです。阪神淡路大震災の時にも共同募金会にお

金が積まれて、全然配分されなかったということが、非常に大きな不評をかったわけです。そういう意味では例えば3か月以内に寄附者の意向がはっきりしているのであれば配分する。寄附者の意向が今なくても、将来出てきた場合は、という話は別だと思いますが、具体的に分野なり団体名がはっきりしている場合には、速やかに配分をしなくてはいけないのではないかという気がします。

そのためにどういう審査の方法があるかという時に多分、団体が明確な場合には、その団体と寄附者との関係がどうかということが1つです。これも関係があるからだめだと決めるのかどうかという問題があります。有力な会員が会費はいつも払っていますが、思わぬお金が入ったので、まとめてその団体に寄附をしたいという時に、普通の会費として払う分は税制控除の対象にはなりません、思わぬお金だった場合には、競馬が当たったという場合などには税金が掛かるでしょうから、そういう時に、この基金を使う可能性はあるわけです。しかしその人は日頃その団体を支えている会員であれば、深い関係があったからといってだめだとは言えないのではないかと思います。一方で親が、子どもがつくったNPOに対して寄附をする、しかしそれはある面では子どもに対する贈与を、これを通してごまかすというケースがあるかもしれません。これに対しては、結構厳しいチェックになるかもしれないと思いますので、この辺の基準が結構重要なという気はするのです。

長澤委員

すごくよくわかるのですが、もし生前贈与の贈与税を逃れるために寄附をしたとしても、その活動が広く公益性を持っているものならば、どうでしょうか。それは良いのではないかという判断もできますよね。

伊藤委員長

ですから、例えば関係があるからだめだと一律では言えないような問題を含めるような審査基準が必要になってくるのかなという気がするわけです。一番簡単なのは、不正行為さえなければ指定された寄附は全て通すべきであるという考え方です。もう1つは考え方として、審査委員会で全てを決定するのは不可能だった場合に、問題点だけを探って、それがなければ一応審査委員会が決定して、1か月間公示して、その間にあの団体を出すのはおかしいという声が市民の間から挙がった時には立入調査をするというようなチェックをするやり方があると思います。つまり1番知っているのは地域の人だったりするわけ

で、ただ、告げ口や妬みがあるかもしれませんから、挙げる人はきちんと住所、氏名を出せば一応立入検査的なことをするというようなやり方があると思います。ここに書いてあるような基準をずらっと挙げて、これに当たるかどうかを審査委員がやっていったら、誰も審査委員などになりません。

山中副委員長

他といろいろ比べると、NPO法というのは本当に議員立法で策定されましたが、NPO活動には、不公平さがある活動だと思っています。不正なことをしていなければ、私はこの団体が好きというような、不公正さがあつてこそ、この市民活動応援だと思ふのです。友愛の基金でも、愛の都市訪問でも、ユニセフでも何でも、寄附をしようという行為を、市民同士で支援し合うということですので、むしろあまり厳しい審査よりも、悪い団体でなければ本当はえこひいきがあつても良いような、すごく特殊な基金であつても良いのかなと思います。今まで通りの基金の査定方法というのは、むしろ根本的におかしいのではないかとずっと思っているのです。

伊藤委員長

極端な例を挙げますと、例えば浜松市の施策に対して、結果的に反対になるような活動をしている団体のケースがあります。例えば仮に市町村合併を浜松市が中心になって進めようとしている時に、それに対して異議申し立てをしている団体があつたとします。その団体を支援したいということでこの基金に寄附をした時に、この審査基準の中の、地域間特性や活動が浜松市に寄与しているかというような項目は、ある面では非常に問題あるチェックになるのです。寄附者の意向としては、そういう団体に寄附することによって、自分自身も市に対しての異議を申し上げたい、しかし額が大きいし、こういう基金があるならこの基金を通して寄附したいというようなケースも当然起こってくると思います。それに対して審査委員会が中立になるのはかなり厳しいのです。

北野委員

お聞きしたいのですが、今皆さんがおっしゃっている寄附というのは100万円とか、すごく大きい単位なのですが、例えば1万円とか5万円といった寄附も当然受け入れるわけですよ。そうすると、細かい金額をいちいち審査したら大変なことになると思うのです。です

からまとめてある程度審査するということになるのでしょうか。

伊藤委員長

すごく重要な問題で、受け入れ金額に対して制限を設けるかどうかです。法律的に言うと、優遇措置を受けるためには1万円を超えないと対象にならないわけです。例えば1万円寄附した場合には、1銭も優遇措置の対象にはなりません。3万円出せば1万円を引いた2万円が税制優遇の対象になるわけです。しかしこの基金は基本的には税制優遇だけを目的とするものではなくて、市民が市民活動を支えるためのものですから、例え本人が優遇措置を受けなくても、団体が分からないがとにかく例えば障害者の自立活動をしている団体に対して寄附をしたいのだということで預かった場合に、当然受け入れ側としては、1万円では残念ながら寄附控除になりませんよというアドバイスはしますけれど、その人から自分の善意がきちんと届けばありがたいですと言われた場合には、やはり受けるべきです。こういう時に、そのお金を団体に配る時に審査委員会がいちいち議論をするのかどうかとなってくると、やはり事務局のようなものがきちんとあって、そこがある程度団体に関する情報収集などをして、審査委員会の方は、小さい額に関しては事務局の提案を見ておかしくない場合には良いのではないですかというぐらいのかたちでいかないと大変ですよ。このようなことを北野さんはおっしゃっているのではないかと思います。

鈴木委員

最近全く個人レベルで受けた質問なのですが、具体的に申し上げますと、富塚町の向こうの方に椎の木谷というところがありまして、そこは開誠館の運動場をつくる予定だったところを買い上げて、浜松市が公園をつくるというので、懇話会のようなものが今持たれているようです。そこを市民からの寄附で整備していこうというようなことが議論されているらしいのです。そこで、地元の愛着を持っている市民や、もう少し大口のところとか、いろいろあるとは思いますが、今現在、市民協働推進基金というものを浜松市がつくるという話をしていて、そういうものがあるととても声を掛けやすいのです。しかし、今度できるらしい市民協働推進基金というのは、その時にどういう役に立つのですかと聞かれたのです。それで答えようがなくて、あれは最近の会議ではNPO法人を対象にしているので、NPO法人をつくらないとだめなのかもしれませんねという、非常に曖昧な返事をしたのです。その場合は小学生や主婦から、多分お小遣いのようなものも入

ってくると思うのです。しかもそこをつくるために寄附をしたいということになってきた時、NPO法人はないですね。そういう時はどうなるのかと、非常に難しい質問を最近されました。私は残念ながら答えられませんでした。

北野委員

やはりNPO法人ということがすごく前回も引っかかるということで、過渡期とはいうのですけれども、やはり最初にこれが出てしまった時は、いつ変わるかということは全然市民には分からないと思います。後でいくら変わりましたよと言っても、なかなかそこへ目がいかないのではないかなと思うのです。ですから本当に最初だけだということを、宣伝していただかないと、市民活動は底上げにならずに、NPOだけが対象で、とにかく皆NPOを取ってねというようになって、NPO法人がどんどん増えていくだけだと思います。それではせっかく私たちが市民活動から始まって協働して、今度はNPO法人というときに、最終的に皆さんがそこへいけば良いということなのでしょう。でもやはり普通の協働でやって、その活動のレベルをもっと上げてもらえれば、NPO法人を取らなくても良いと思うのです。ですからそういうところにも少し道を向けて欲しいと思います。

青山委員

僕は今の意見は全く逆で、行政がこれにタッチしてお金を集めることをする以上は、その使い道や責任という問題で、ある程度の基準を設けないといけないと思います。それには現状の手段としてはNPO法人化しているということが、100%のシステムではないとは思いますが、必要条件は満たしているだろうと思います。一応NPO法人をつくるに当たってのプロセスは経るだろうし、毎回のいわゆる情報公開という一応のフィルターはあるわけですから、やはり今の里山の件でも、もしそれを使いたいのなら、やはりその方法論を使ってくださいというかたちで、クオリティをコントロールしなくてはならないと思います。もし個々にやりたいのだったら、このファンドを使わずに直接寄附すれば良いことなので、やはり何らかの基準を設けておかないと、それをオープンにしてくださいと言っても、例えば任意団体だとそこまでの拘束力がなかったり、責任の所在がうやむやだったりするわけですから、やはり僕は、ある運用を行政がタッチしてお金を集める以上は、1つの基準は設けておいて、先にNPO法人だけで後になって緩めるということではなくて、やはりそこはNPO法人でな

ければだめというふうにしておかないと、審査委員が全部そこまで目を光らせるということは基本的に不可能なので、NPOを取得した団体というところに責任を負わせる以外ないのではないかなという意見です。

伊藤委員長

例えばまちづくりセンターかどうか分かりませんが、ある基金のための窓口ができた時、とりあえず、この基金を通して税制優遇を受けるということで、一定程度特権を受けるかたちで寄附が行われる場合に関しては、当面の間、あるいは将来ずっとかもしれませんが、何らかのかたちで社会的に認められている組織としてのNPO法人でないと厳しいだろう、しかしこの基金はそれだけを目的とするのではなくて、もう1つ大きな柱として、市民の中においてお互いに寄附をし合うことを促進していく機能を持っている、従ってこの基金を通さなくても、そこに相談に行けば、どのようなかたちで寄附を集めたり、あるいは呼びかけたりすることができるかということについて、きちんとアドバイスができるような専門家がいないとまずいのではないだろうかと思います。多額な場合や、NPO法人など明確になっている場合には、この基金を通した方が税制優遇になって、お互いにプラスになるのではないかと、逆に、例えば里山などといったような不動産などを扱うところであったり、建物を残そうという団体だったりしますと、不動産管理をするためには、やはりNPO法人になった方が良いケースも多いわけです。任意団体で不動産の所有権だとか管理権はできません。例えばそういったアドバイスなどもしても良いと思います。

いずれにせよ、幾つかの方法について、市民側に立って相談に乗ってくれるような人がいることによって、そこが単に企業や金持ちが大金をNPO法人に渡すということだけではなくて、もっと広い相互支援づくりのセンターになっていくのではないだろうか、というようなことを前回も少し話したと思うのです。

実際に税制優遇を受けるような大きな額の場合に関しては、例えば青山委員が述べたように、審査について任意団体まで全て含めるとものすごく大変です。逆に言うと、それを悪用する人たちもかなり出てくるかもしれないということがありますので、審査委員会自体が怖くなって何の結論も出せなくなって、資金を受け入れても後で糾弾されたくないからずっと貯めてしまうということも起こってしまいます。そういう意味では北野委員のおっしゃることは非常にわかるのですが、やはりそのセンター自体が両方の機能を持つことによって解決してい

くしかないのかなという気が僕はしているのですがどうでしょうか。

鈴木委員

少し補足させていただきますと、この協働基金の場合は一応今のところはNPO法人が対象だという話をしましたが、そうしますと、なかなか共同体のような組織だと、NPO法人はつくりにくいのです。そうすると、その人はどういう考え方を個人的にしたかという、NPO法人ができなかった場合は、やはり浜松市の既存の基金に寄附するしかないのかな、しかしせっかく市民協働推進基金ができるらしいから、その方が本当は良いなというようなことでした。

今委員長がおっしゃいましたように、その辺のことは、まだまだこれから考えながら良い方向に進めるしかなくて、現状ではやはり、NPO法人を取得してこの基金から助成を受けるか、もしくは既存の基金の制度にするかという、2つの方法しかないのだという私の中での結論です。私はそれを聞いている中で、せっかくできたので何か夢のありそうな市民協働推進基金を使ってみたいなと言っている、その人の気持ちがとても心残りになっていたということを少し付け加えさせていただきます。

長澤委員

前回は話に出ました既存の基金は確か、市の事業にお金を使うのですよね。ですから基本的には市の事業の予算に充当されていくという使われ方をするものですから、多分寄附される方の気持ちというのは、そもそもそこで全然違うのではないかなと思います。先ほど山中さんがおっしゃったように、市民活動団体、NPO団体のメニューというのも、細かいものが必要ですし、前回話に出た、いろいろな基金のメニューも必要でしょうし、今委員長がおっしゃったように、税制優遇に関係するか、しないかは別として、税金を納めても良いから寄附もできるということも全て分かって受け入れてもらうところがないと、本当にその人の善意というものが悲しい結果になってしまうことがあると思います。

北野委員

市民活動をしている人でも、本当に単にやっているだけという人もいるでしょうけれども、やはり準NPOのようにきちんとやっているところもあるわけですので、そういうNPO法人を取っていないところにもメニューを出して道ができれば良いなと思います。

青山委員

申し上げたいのは、それをある程度線引きしないと、ここは限りなくNPO法人に近いとか、そうではないという判断は、この場合はやはりできないので、どこかで基準を設けないと無理だと思うのです。もしこのメンバーが審議会委員になったとしたら、ここは何で良くて、ここは何でだめなのとなった場合に、やはり基準がなければ不確かなものに対して使って良いという判断は出せないのです、認証を受けたNPO団体という縛りを運用せざるを得ないと僕は思います。

もう1つ、委員長がおっしゃったように、団体は分からないのだけれども、こういうカテゴリーのところに贈りたいのだよということも、現状では無理ではないかと思うのです。例えば高齢化社会だから高齢者福祉に対して使ってくださいと言われても、果たしてどこの団体がそれにきちんと応じられるかなどといったことは、委員会では決められないわけですから、どこに出しても良いか、もしくは指名かのどちらかでないと、あやふやなカテゴリーでお金を預かっておいて、それを分別して、それが社会に本当に貢献しているかなどということを委員会でモニターすることはとても無理だと思います。北野さんがおっしゃることは感情的には分かるのですが、制度的に市がそういう基金を運用するという点ではやはり、冷たいようだけれども線引きをきちんとしておいて、それは曲げないというふうにしておかないといけないのではないかなと私は思います。

石田委員

私はもし寄附してあげるよということがあっても寄附を受け入れられる状態ではないので、自分がもしこの基金を使う場合というのは、寄附する側の立場に立って考えるわけです。今も少し寄附をしているところがあるのですが、自分がここの団体を応援したいと思った時は、普通は直接するわけです。それでは誰がこれを使うのだろうと考えると、もしそういう寄附文化が育ってきたとしたら、団体をよく知らないけれども、少額であっても支援をしたいという思いがこのようなところへ出されるのだろうと思うのです。

もう1つは、おじいちゃんが残してくれたとか、生前こういうことを言っていたから、それを実現するためにはこういうところに寄附した方が良いと思う、という感じで、税制の優遇も受けられるというようなことで寄附されると思うのです。自分が寄附をどこへやって良いのか分からないからこの基金に寄附するということがあった時に、先ほど青山さんがおっしゃったように、カテゴリーで決められないので

はないかということですが、それも無しにすると、それでは登録されたNPO団体が30団体くらいあったとして、その中のこの団体のこういう事業を是非推進していただきたいということを誰が決めるのだろうという問題があります。少額であっても自分が出した寄附がここへいきましたと言われた時に、もっと優先されるべきところがあるのではないかということがあったり、市民というのはやはり思っていることがバラバラですから、そのバラバラのお金を集めた時に行き先を審査して良いのかなという苦しさがあると思います。例えばもし自分が審査をする側に入った立場として考えると、すごく難しく悩んでいるのですが。

山中副委員長

皆さん考えてください。皆さんが例えば友愛の基金に入れたとします。良いことをしたなと思っていますけれども、どこに使われているか分からないわけです。それより私はこの基金の方が、不公平があっても素敵な基金になると思っています。

長澤委員

何度も言うようですが、これは寄附ですからメニューを全部出して、審査するというよりも、その人にまず選んでもらうということに一番力を使えばいいと思います。そしてその人が出したいところがNPO法人でなかったら税金を払ってもらえばいいだけのことで、どうしても節税でやりたいということだったらこの中で選んでいただければ良いことですし、そうでなかったら善意銀行も、静岡新聞もあるだろうし、どこに出したいかというのを最初に決めてもらえば、こんな審査基準などははっきり言っていないかもしれませんがね。

伊藤委員長

指定先が明確でないと、基本的には積み上げられてしまうのです。積み上げられて審査委員会では配分ができなくなってくると、結局登録している団体に均等に分けるといったかたちが一番最悪なパターンだと思います。それをやってしまうと本当に、単におすそ分けをもらうために登録する団体が増えてきてしまうわけです。そういった意味では、例えば福祉分野といった場合にそのデータを全部取り寄せて見せてあげて、その人が判断できるようなかたちまで相談窓口でなるべくやった方が良いのではないかなということがまず第1点です。宛先がないものも一応受け入れないわけではないのですが、しかしなるべく

相談をしながら、その本人に決めてもらうようにしないと、結局積み上げられたお金は、5年、10年残ってしまうのではないかと思うのです。その額がどんどん増えてくると、もったいない、何をしているのだというかたちで批判的になるはずです。

それからもう1つは、例えば福祉分野であれば、友愛の基金もそうですが、協働募金会や赤十字などの、きちんと税制優遇が受けられる寄附先がいっぱいあります。そういったところをきちんと紹介した方が良いのですが、日本の場合には、福祉以外のところに関して、それをやっていないのです。アメリカのユナイテッドウェイという協働募金会がベースとなった組織は、あらゆるジャンルに対して、本人が決めることができないときは受け取って、一定の責任の下に配分しているわけです。しかしユナイテッドウェイは、アメリカのそのような資金源になっている団体では一番大きいのですが、一番批判されています。やはり不正があるだとか、いんちきをやっているだとか、えこひいきがあるといったことで、やはりそういう配分をする団体は、行政がやっても市民活動団体がやっても叩かれるのです。しかし一応ユナイテッドウェイは、あらゆる分野について行っていて、あるいはアメリカにコミュニティ財団というものがあるって、そこもあらゆる分野の情報を集めて行っています。

一方、日本の場合には、コミュニティ財団は税制優遇の対象にはなりませんし、対象になる協働募金会等は、社会福祉分野に限定されているということがあって、例えばまちづくりや環境に対して、団体は分からないのだけれども寄附をしたいと思っている人にとってみると出すべき基金がないというのが現状なのです。従って、この市民協働推進基金がどこまで対応できるようにしていくのかということは課題ではあるのですが、しかし実際に審査基準を考えた時にものすごく難しいです。

あくまで指定先があれば、そこが不正していないかどうかをチェックすれば良いわけで、しかも公開して市民のチェックも仰げば、ほぼ完璧ではないかと思えます。特に指定先はないけれども、寄附をしたいという人達としては、思わぬ一時金が入った時には、その年に課税されてしまいますから、自分の寄附をしたいところがあるのならば寄附をしてしまった方が特です。翌年に持ち越して、寄附したい団体ができから寄附をすることを考えていると、もう税金をかけられてしまいます。12月までに寄附をして、確定申告の時に寄附をしたかたちの領収書を出さないといけません。そういう駆け込み希望の人も、

現実にはいっぱいいるのです。ここは本当に難しい問題だと思います。

青山委員

少し言い方がきつくて、誤解を受けるといけないので申し上げます。北野さんがおっしゃるように、草の根の市民活動団体を必要ないと言っているわけではなくて、非常に大事だし、この市民協働推進条例に関しても、そういったことを支援していく意味があると思うのです。しかし、こと基金に関しては、お金も絡むことですし、委員長がおっしゃったようにNPOの税制が今後変わっていくかもしれないという状況の中で、まだ先例がない時に浜松市がこれを条例の中に取り込むということに関して、やはり100点満点を目指すのは到底無理なので、今のレベルで問題が起きないようにしようというように括っていくと、ターゲットは認定されているNPOでないと、その先の追跡は無理だろうなと思います。

先ほどおっしゃったように、別の方法論もあるのだよというところで逃げざるを得ないのかなと思っての発言なので、誤解のないようにお願いいたします。

石田委員

先ほど先生がおっしゃったように、窓口があって、そこに相談に見える方に対し、あなたの意向はどうなのでしょうかとということで、メニューを出していただくとすると一番大事なのは委員会ではなくて窓口の人ですよね、そういう人材はいるのでしょうか。

山中副委員長

それで前から提案しているのですが、窓口機能は、カウンターがまちづくりセンターにできるわけではなくて、中間支援組織のNPO団体がそこに入って、2つのデスクでその職員の方プラス私たちはこれだけメニューを持っていますよといったかたちでやれば、もっとグローバルにできるのではないかなと思います。そうすると、とても良く私たちのパイプ役になるのではないかとということを提案させていただきました。

伊藤委員長

やはり100点は付けることはできないのですが、それでも静岡市の呉服町にありますNPO活動センターへ行きますと、模造紙にNPO団体の紹介がいっぱい張ってあったりして、そこへ行っていて見ていると、こういう団体に寄附できるのではないかとといったかたちで結構情

報が入ってきます。また県の職員に相談すると、横にはNPOや市民活動団体の人がしょっちゅう出入りしていますので、県の人間が変な話をしたらおかしいじゃないかと介入するような雰囲気があります。明るい相談窓口でないと、個室に入っていた場合には闇取引があるかもしれませんが、横でNPOの人たちが座っていて、対応する人が変なことを言えば、変なことをやっているぞといったかたちの雰囲気があれば一番良いわけです。そういうところへ相談に来た人が、例えば自分はこのような活動が望ましいと思っていますという話をした時に、横にいたNPOの人が、それだったらあのような団体があるよと、割とフランクに相談に乗ってあげたりできるような雰囲気も良いのではないかなと思います。

そういう意味では9条の、協働の窓口の問題でもあるわけですが、そういう民間の人たち、あるいは地域のNPOの人たちが自由に出入りしながら、それをサポートしていけるような仕組みでないと、やはり基金も本当に開かれたものにならないのではないかなと思うわけです。そういう意味で、山中副委員長がおっしゃられた問題も含めて、設計をする必要があると思います。いずれにしても窓口に当たる人たちが全て責任を追ってしまったら、その人もすごい重荷になってしまいますので、多くの人たちがそういうところに立ち会えるような仕組み、それから最後に決まった段階で、きちんと市民に公開して、1か月間ぐらい異議申し立てを受けられる期間もつくっておくのが民主主義的かなという気がします。

長澤委員

前回、まちづくりセンターの新しい追加委託業務の中に、市民活動団体の情報発信がありましたよね。それはちょうど同じ働きができるのではないかなと思います。情報を集めて、それを皆にお知らせする、そして寄附を持ってきた人にもそこで情報をお知らせすることができます。うちの団体のように管理されたくないところは情報を出しませんが、もしかしたらお金がもらえるかもしれないと思うと、進んで情報を提供してくる団体もあるかもしれないと思いますし、ちょうど合致するのではないかなと思いました。

伊藤委員長

NPOの登録受け付けをしているのは県の業務であって、市の業務ではありません。しかし幸いなことに、まちづくりセンターの向かいにある行政センターが、西部地域のNPOの書類を全部閲覧できるよ

うにしているはずですが。従ってそういう意味では、そこの写しをそっくりまちづくりセンターに保管できれば一番良いのですが、多分できないと思いますから、通りを渡って一緒に見に行きましょうと言ってくれるような人がいてくれれば良いわけです。

山中副委員長

昨日私は静岡へ行って、NPOの立場から、NPO推進室に言ってきたのですが、浜松市はご存知のように、県の行政センターの西部パレットもあります。私はあそこよりも、まちづくりセンターができるのだよと、昨日言ってきたのです。そういう意味で、36団体が本当に根っこになって、まちづくりセンターに登録したら、北野さんがおっしゃったように、その中には環境分野もあるし、福祉の分野もあるし、そのNPOの人たちが子どもを持っているのです。例えば私も環境をやっていて、NPOではない環境の団体をいっぱい知っているから、例えばダイオキシンの問題とか水の問題をやっているといったら、あの人を知っているよと必ず言えるのです。情報というのは芋づる式ではないですが、とにかく窓口の情報を持っている人たちが憩うということがまず大事だと思うのです。多分私は、市長さんもそのことを考えてまちづくりセンターというものをつくったと思うのです。せっかくまちづくりセンターが窓口機能になったとしたら、やはり北野さんがおっしゃったような、意欲のある団体がそこに集うような部分を、この項目でも少し、促進するとか整備するではなくて、もっと具体的にうたっていたら良いかなと思います。

伊藤委員長

前々回にありました、協働受け入れの窓口の問題も含めて、先ほどまちづくりセンターの設置条例の改正も考えているという話がありましたので、まちづくりセンターの機能、役割のようなものをかなり見直して、強化していく必要があるのではないかと考えています。

たまたま先週の日曜日に、東京の世田谷区で市民活動に関する小さいシンポジウムがありまして、客はすごく少なかったのですが、結構おもしろい話し合いだったのです。それは三軒茶屋にありますキャロットという、世田谷区がつくった情報と文化のセンターのことです。片方が劇場部門で、もう1つが生活工房という部門がありまして、この生活工房という部門が、NPOと限定しないで、世田谷区における社会活動、市民活動の場としてやっているわけです。割とまちづくりセンターに似たようなかたちで、コンピュータなどの

情報や、あるいは模造紙などに張ったりして情報交換をするスペースなどが幾つかあったりしましたが、その目玉はキッチンなのです。従って、そこでよくパーティーをやったりしています。街なかにあったり、それから生活という言葉を使ったりしているせいもあって、コミュニティキッチンというかたちで、いろいろな団体が料理教室をやるだけではなくて、パーティーをやったりして、飲み食いができる交流サロンの形式を取っているわけです。そこに集まっているNPOの人たちや市民活動をしている人たちで、法人格は関係なしに、ブリッジ世田谷という組織が最近できまして、それが様々な市民活動をつないでいく中間支援組織に育っていきこうということをしているのです。その生活工房の中に市民活動支援課というものがあります。これは区の委託を受けるかたちで、その3人ぐらいの職員が、市民活動団体に対する相談の窓口になっています。まず基金はこういうかたちではありませんが、基金以外の作業については、割とまちづくりセンターが目指そうという方向と似たような活動をしているようです。僕も具体的なことは分かりませんが、スタッフの人たちは、課長等は区から来ているのですが、対応している窓口の人たちは、元NGOの人や、元都市計画をやっていた人などの人たちがスタッフとして働いていて、そこ主催の様々な交流事業といったこともやっています。そういうトータルなまちづくりセンターのあり方を考えていくということと、今回のこの協働の話というのは、少し脱線かもしれませんが、実際の運用の場においては、すごく関連しているのかなという気はすごく感じました。

審査の問題からかなり離れて、まちづくりセンターのあり方に話が出てきているわけですが、もう1回整理をしていきますと、とりあえず基金に絞った場合に、そして特に税制優遇を受けられるという今回の大きな目玉施策から考えた場合には、NPO法人、それから一定程度、つまり1年間ぐらいの活動実績等の登録基準というものがあります。そして寄附者の方はなるべく、その登録しているNPO法人を指定してもらって寄附をしてもらうように、何とかそこは相談しながらアドバイスをしていくかたちが必要になってくるのではないかと思います。その時にはその団体と寄附者の関係を含めて、一応幾つかの審査基準は必要になってくると思いますが、それほど複雑なものではなく、要は不正な関係にないかどうかだけがチェックされて、そして速やかに内定をした上で、公開して、市民からの異議申し立てというもう1つのセイフティネットを付け加えて、異議申し立てがあった場

合には一応立入調査的なものをして、その異議がおかしければ却下しますし、正当と認められた場合には一応この問題については寄附者の方に意見を返して、そのお金を戻すかどうかということの選択もできるようにしていく必要があるのかなという気がしています。

寄附を戻すということが可能かどうかというのは、やや今回の条例の仕組みからいくと気にはなると思います。世田谷区などの場合は、多分その場合には戻さないで、そのまま積み立てに回っていくのではないかと思います。その積み立てになった額や、それから寄附者が団体を指定できない場合、あるいは今ある団体は不満で、できるまでまでは預かってほしいということで寄附が出された場合には、そのお金は結果的には積み立てられるわけです。そのお金について、どうかたちで配分をしていくのかということについては、今日の段階では難しいねという以上の声は出ていません。杉並区ではどのようにするのかということ参考にしないと、正直言って今のところ見えてこないという感じはしております。

そのお金を、最悪な場合には均等に分けてしまうパターンがあるわけです。その分野の中から寄附者に代わって審査委員会が特定の団体を探し出していくかたちのやり方は、多分この審査委員会では手に余る部分が強いのではないかなという気はしております。従って、これを具体的にどのようにするかということについて、かなり難しいなという感じは、今のところは正直言ってしています。指定した団体自体が異議申し立て通りおかしかった場合には支払いませんので基金に残ってしまいますし、それからどうしても今ある団体ではなくて、将来できるであろう団体に対して寄附をしたいという人も必ずいるはずで。そういう意味で、その場合に対する対策については、今日は結論が出せないのが正直な感じですが、なるべく問題を少なくするためにも、窓口が寄附者に対して様々な相談に乗ってあげたり、アドバイスをしたり、あるいは窓口に入出入りしているNPOの人たちがそれを手伝っていけるような仕組みをつくっていくようなことが必要になるのではないかなと思います。

更に、その基金を運営していく事務局が、単に税制優遇だけではなくて、市民間における相互寄附を推進していくための文化をつくるための広報活動、情報提供が必要になってくると思います。例えば他の浜松市、県、国がやっている基金、あるいは様々な公益団体がやっている基金等を紹介するようなかたちで、その人にとって最適な寄附の方法についてアドバイスをしあげたり、寄附をもらいたい団体に対

しても、どのような方法があなたの団体の場合にはあり得るかということについて相談に乗ってあげるようなことは副次的な作業として必要になってくるのではないかと思います。

窓口で担当者が1人いれば良いという話ではなくて、やはり複数の人間ができるようにしなければいけません。そんな予算はありません。そこでそういうことをやっても良いよという、おせっかいなNPOがいっぱいいますから、そういう人を上手く活用して、できるような運営体制を取らなくてはいけないというようなことが多分今日の全体的な結論ではないかなと思います。付け足しでご意見があったらお願いします。

青山委員

ファンドの、光の部分と影の部分があるのですが、NPOは基本的にアカウントビリティを受け入れて、公開していこうというカルチャーで成り立っていると思うのです。一方、寄附ということに関しては、例えばお亡くなりになった方のご遺族がいた場合、想定することとして、差別的なことで生前苦労されたのか、そういう個人のプライバシーといったものが絡む場合があると思います。一見、細部までオープンにするということで良いのかもかもしれませんが、その手続き上、本来守られなくてはいけない個人のプライバシーといったことが、少しルーズに扱われるというようなことも制度上あり得るのかなと思うので、僕は今回基金を入れるということは反対だったというのはその辺もあったのです。

もしこれを進めていくに当たっては、すごく配慮しなくてはならないプライバシーを一般に公開して市民に問うたりする問題や、受け入れたNPO側が、どなたからの寄附だということに対しては、言っただけではいけないことも当然あると思うのです。その辺の仕組みは、光と影の内、影の部分だと思いますが、その辺も情報として、杉並区ではどのようなシステムを取っているのかということも分かたらまた教えていただきたいと思います。性善説だけで運用していくと、大きな落とし穴があって、非常に傷ついた方が出てしまうとか、プライバシーの問題で非常に大きなトラブルを生むといったことも、あり得ないかなと思うので、少しその辺も付け加えさせていただきたいと思いました。

伊藤委員長

秘密、名前を出すかどうかという問題も、結構大きな問題だと思

ますが、他にどうでしょうか。いずれにしても、寄附をめぐる結構大きな問題がまだあって、それも含めて基金を今回つくるということに対しての疑問も、骨子案の段階であったのではないかと思います。そういう意味で、一応つくることが決まった以上、運用の中でまず確実なところだけを固めて、そうでない部分については、例えば2年後ぐらいに遅らせてしまうということもあり得るのかもしれませんが。例えば当面の間は寄附先も明確なものしか受け入れないようなかたちにしておいて、1、2年後ぐらいに少しずつスタッフが育ってきた段階で広げていくようなかたちです。それから、寄附者のプライバシーなどを尊重するルールなどをあらためて付加していく必要もあると思いますので、先ほど僕が述べた案ですと、全部白日の下にさらしていこうというかたちになってきますから、引っかかってくる問題も当然あり得ると思いますし、この辺は、まだまだ懸案は多いのかなという気がします。事務局として、このような状況の中で、基金に関して全面的な運用規則をつくっていくのならば、基金ができてから後で考えようというやり方を取るのかどうかということも含めて、どのように思われますでしょうか。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

事務局としては、杉並区の例をモデルにして今までもやってきています。先ほどからお話に出てきていますように、杉並区の方でもまだ固まっていないという状況もあります。私どもも、もう少し杉並区の経緯を見ないと、はっきりした情報提供はできないかもしれません。

条例の制定は2月議会ですが、一応年内には浜松市案を固めて、意見交換会というスケジュールで進んでいきますので、それまでにある程度の目鼻を付けていきたいとは思いますが、どうしてもその辺のまだはっきりしない部分については、年を越しても更に検討を要することもやむをえないかなというようには思っています。スタートするまでには、きちんとしたものをつくり上げていきたいなと思っております。

それから1点確認させていただいてよろしいですか。先ほど、基金の対象で、委員長の方からも登録申請する時に1年間の実績を添付資料として出すということについては、この検討会議でもそういう方向でということによろしいでしょうか。ただ寄附者が、今はないけれども、こういう活動を行うNPO法人がこれから出てくれば、是非その団体に寄附をしたいというケースもあると思います。その場合は申請中の団体も一応対象に含めるといったことでいけばどうかとは思

のですが、その辺はいかがでしょうか。

伊藤委員長

寄附者の意見を聞いて、寄附金をもらえるのだったらNPO法人をつくろうということで、NPO法人をつくる団体が出ることをプラスと見るか、あるいはやはりそういう団体であっても、1年間ぐらいの活動実績を見ないと審査委員会でもチェックできませんし、活動実績がなければ市民からの異議申し立ても難しいです。NPO法で1年後に事業報告をしなくてはいけないことは定められていますし、その報告をしない団体も、静岡県に数団体あるということを県の担当者は言っています。そんな団体などはとてもじゃないけれど対象外だと思いますので、私個人としては、一応最低1年間の活動実績を独自に出すか、あるいは少なくとも県に第1回の事業報告をしているということを経験条件に、一応それが出されていけば、1年未満であっても認めるといふかたちですが、そういう事業報告書がない団体に関しては、やはり認めるべきではないのではないかという気がしていますが、どうでしょうか。

青山委員

もちろん、お金をいただくのに事業報告もできないような団体は除外するのは当たり前だと思います。もう1つ大事なことですが、認証の時点ではカテゴリーは任意に付けられます。そのカテゴリーごとの活動実績をきちんと明確にするようなフォームを付けてあげないといけないと思います。福祉もやるし、まちづくりもやるということが認証時にはあるのです。しかし、この分野で実際にどういう活動をしていたのかという中身の質の部分もやはりきちんと明確にするようなフォーマットにしてあげないと、県に出した書類の中から真意を読み取るというのは少し難しいのではないかと、僕は辛口でいった方が良く思っています。

長澤委員

今のお話を伺っていると、この協働推進基金が優先順位の1番なのかなと思ってしまいます。先ほどから何回も言いますが、他にもいっぱい寄附先はあるのですから、事業報告といったことは、もちろん最低のことでやっておけば良いことですが、やはりどれだけメニューを出せるかを最初に考えていただくことが必要だと思います。ただ、善意が溜まっていかないということが本当は前提なのですが、溜

まっていくなのだったら、結局協働推進基金に貯めなくても今と同じですよね。ですから、その人の善意が本当に目に見えるかたちをどうやって選んであげるかということ優先順位の1番にしなければ、寄附文化を育てたり、相互支援をしたりするということにはならないのではないかと思います。

渡瀬市民協働グループ長

今言われたことは、本当にその通りで、どうかたちでメニューを見せられるかはすごく大事だと思います。ただ、今は対象団体をどうするかということ質問されましたので、税務署に対しては、杉並区ベースの要綱を示して、NPO法人と、その申請をしている団体、それから非営利活動の部分が50%以上の団体を対象ということでした。委員長が言われたように、1年の活動実績があることを前提とした場合には、杉並区以上に厳しくするということになります。浜松の場合は、あくまでも実績を重視した対象としましょうというご意見があれば、そういう方向も考えていくことになると思いますが、その辺についてご意見はどうでしょうか。

山中副委員長

NPO法人ですから言わせていただきたいと思います。私は今回の寄附についていつも考えているのですが、例えばお年寄りが亡くなられた時に、そのお年寄りが在宅でお弁当を届けてもらったことがすごく嬉しかったからなど、たった1つのことで決められるようなメニューがほしいと思っています。私はNPO法人の1年間の報告書は適当に書いているところもあると思いますから、そうではなくて、先ほど言ったように日記帳ではないですが、この日はこういうことをしたという、プレゼンテーションです。お金をもらう登録をするわけですから、そのためには単なる義務ではなくて、例えばお年寄りに対してこれだけの事業をやっていますよということを逐一分かりやすくすることが必要だと思います。事業報告書と違って、一般市民が分かるようなメニューはNPO法人にも義務を課した方が私は良いと思います。

長澤委員

お金をもらうための工夫ではなくて、選んでもらうための工夫をする、つまり、そのメニューの充実ということだと思います。

伊藤委員長

どうでしょうか。その辺を少し整理していきたいと思いますが、登録段階と、それから実際にお金の寄附があった段階では若干違うと思っているのです。登録段階に関して、それ以上厳しい義務をどんどん課していくと、登録するということがなくなってしまうと思います。NPO法をつくる時も公正さがあることを前提に、ものすごく厳しい条件を最初に付けようとしたことが国であったわけです。それをなるべくNPO法人を取りやすくしていこうという方向で、不正があっても良いではないかというぐらいでつくらせようとしたのです。実際に寄附が起こった時には、例えば寄附者がその団体を始めから指定している場合には、それが不正な団体でないかどうかを審査委員会の方でチェックする時に、あまりにもひどい事業報告書だったら、よく分からないというかたちで、書類の提出を求めることは可能ではないかと思えます。そのように、実際にお金が動く場合の審査になってくると、登録している団体には自動的にいくということは決してないと考えた方が良くと思います。

ただ、大きな問題は、団体が明確な場合には問題ないのですが、分野や指定先がない団体に対して、どのように審査するかという基準については、今日は議論できませんでした。そういうことも含めて、今この要綱案の中に、施行は平成15年4月1日と書いてありますが、これが絶対的な条件かどうかに関しては、私自身は非常に疑問を持つわけです。つくってから考えれば良いということも良いかもしれませんが、それをやってしまいますと基金に対する不信感をつくるもどではないかと思えます。浜松市が基金の第1号になることはないわけですから、市民が理解して市民活動に役立つような基金とする為に、半年伸びても構わないのではないかと思うのです。したがって要綱について4月1日施行を頑なに守る必要はないのではないかなという気は個人的にしているのです。それまでに杉並区のデータがきちんと入ってきたり、明確なものが見えてくれば4月1日施行でも構いませんが、あまり明確にならない段階で、とにかく基金をつかって、登録する団体も少ないですから、結局お金が積まれてしまって、生かされないような基金になってしまうと、だんだん不信感を持たれて、結局あそこに寄附をしてもしょうがないというようになってしまうと思います。

市民の意向がきちんと反映されるような基金として、今までの基金とは違うということを市民が分かった時に、たくさんの人たちが寄附をしてみようという気持ちになるはずですので、そういう意味では、

必ずしも条例が施行される同じ4月1日に基金を施行する必要はないのではないかなという気は個人的にしているのですがどうでしょうか。

佐藤委員

私も正直言って、これをどのようにやっていったら良いのかすごく難しいと思います。指定先がない寄附で、いずれそういう分野ができたらというようなお話や、先ほど長澤さんが、貯めているのなら今までの基金と同じではないかというお話もあったのですが、寄附する側にもそのお金を有効に使ってもらうために選択してもらう義務があるのではないかなとも思います。ですから今はこの団体しかないから、ここここに配分してもいいという事などを、あくまでも寄附者にも選んでもらえばよいと思います。もしかしたら寄附者は、何だこんな団体しかないのかということで、寄附をやめるかもしれないがそれはそれで良いと思います。それは市民団体にその人の願うようなものが育っていないということですので、そういうことも考えていただけたらと思います。

伊藤委員長

そのようなことで、もし仮にどうしても4月1日に施行させたいとするならば、第一歩の基金として、どんなことがあっても寄附者が選んで、ない場合には引き上げてもらうということを明確にしないといけないと思いますし、曖昧なかたちで受け入れてしまうことについては、今の段階ではまずいのではないかというのは、多分この委員会の皆さんの意見ではないかなと思います。そのように決めてよろしいでしょうか、それとも曖昧な段階でもやはり受け入れておくべきであるというご意見はどうでしょうか。

長澤委員

曖昧なままなら、今たくさんあるのですからそちらを使えば良いのではないですか。十分それで機能しているのではないかと思います。

佐藤委員

あとはその人の願いが叶うような、情報を提供してくれる機能をきちんと整備するということですね。

伊藤委員長

1つの考え方として、要綱よりもその基金を発展させるために、早くまちづくりセンターの改革を先に行って、そこで寄附に関しても情

報収集や、様々な相談できるようなノウハウを蓄積して、半年間ぐらい遅らせてその段階で基金の実際の運用が始めていくというやり方も当然あるのではないかと思います。一応4月1日施行について100%固執をしないで欲しいということが、今日の会議の結論ではないかなという気はしますがどうでしょうか。

青山委員

最初から議論にあったように、最初に基金ありきというイメージを払拭するためにも、むしろ基金の運用に関しては、この条例ができてすぐにはしないのですよという方が、慎重なイメージを市民にも与えるのかなという点で可能でしたら、僕はそうしていただきたいと思います。

伊藤委員長

今日は結論というよりも、そういう意見が強いということです。市長のご意向もあると思いますので、委員会での意見を最大限尊重して検討をお願いしたいと思います。

4 閉会

伊藤委員長

今日の会議を終わらせていただきたいと思います。最初にも申し上げましたが、この基金の問題と併せて、条例の具体的な文案ができています。これについても早急にEメール、メーリングリスト等でご意見を出していただきたいと思います。特に基金、それから9条のまちづくりセンターの問題等に関しては今日の議論もすごく関連しているのではないかと思いますので、こういったニュアンスがもう少し反映できるような文章というものが、条例についても求められていくのではないかと考えています。

次回は12月10日です。よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。